

パブリックコメントの結果について

「白井市空家等対策計画（改定）（案）」について、市民の方々からご意見を募集したところ、下記のとおり、ご意見をいただきました。

いただいたご意見とこれに対する本市の考え方については次のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

案 件	「白井市空家等対策計画（改定）（案）」に関する意見公募		
募集期間	令和 4 年 1 2 月 9 日（金）～令和 4 年 1 2 月 2 2 日（木） （ 1 4 日間）		
意見の件数 （意見提出者数）	3 件（ 1 名）		
意見の取扱い	修 正	案を修正するもの	0 件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	1 件
	参 考	案には反映できないが今後の参考とするもの	1 件
	その他	案には反映できないが意見として伺ったもの	1 件

No.	指摘箇所	市民意見	意見に対する市の考え方
1		<p>白井市空家等対策計画（第2次）については、内容が大変充実しており、今後の空家等対策のマニュアルとして、大変有効であると思われま す。関係者の皆様には作成に多大な ご尽力をいただき、ありがとうございます いました。</p> <p>恐縮ですが、少しだけ気になる点 を申し述べさせていただきます。次 ページ以降に記載します。</p>	<p>本改定（案）につきまして、貴重 なご意見をいただきまして、ありが とうございます。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p>
2	20ページ 3.法に基づく 措置	<p>P20の「3法に基づく措置」の フローチャートは大変分かりやすく このとおり実行した場合、効果抜群 でしょう。</p> <p>しかし、この措置は、空家等のう ち、「特定空家等」に適用されるもの であり、「特定空家等を除いた空家 等」に適用されないものと思われま す。現在、「特定空家等を除いた空家 等」がほとんどではないかと思いま すので、この「特定空家等を除いた 空家等」のフローチャートも作成す べきと考えます。</p> <p>この場合、市民からの情報提供を 空家等対策の端緒とするのではな く、空家等を発生させないという予 防的な行政を基本とすべきと考えま す。つまり、市民からの情報提供以 外に、行政が、空家等を積極的に捜 し解決策を実行していくという姿勢 であり、空家等の対策が困難となる 前に解決していくことが重要です。 そのための有効手段は、白井市空家 等対策計画（第2次）に数多く記載 されているようですので、是非この 基本を重視した上で実行していただ ければと思います。</p>	<p>本フローチャートは、「空家等の市 民からの情報提供等」から得られた 「不適切管理の空家等」への市の対 応と、空家等が法第2条第2項に定 義されるような状態に悪化し「特定 空家等」と判断した場合について、 それぞれ法に基づく各対応の手順を 記しています。</p> <p>市では、「不適切管理の空家等」へ の対応は本フローチャートに基づ き、所有者等に対し、粘り強く行っ たことにより「特定空家等」と判断 された空家等は発生していませんの で、今後も、同様に対応してまいり たいと考えています。</p> <p>また、本計画はご指摘のとおり「空 家等の発生予防により、空き家率の 上昇を抑制することに重点を置くこ と」を基本的な方針としているところ で、その手法は第4章空家等に関 する対策（発生予防・適正管理の推 進）とし、空き家コミュニケーション を取り入れ、所有者等への意識啓 発等を行うことで、「予防・管理・活 用・除却」を進め、空家等の発生を 抑制してまいります。</p> <p>なお、市内の「空家等」の把握に ついては各種調査やアンケート等 によって努めてまいりますが、「空家 等」のうち「不適切管理の空家等」 の早期発見、早期解決には、市民か らの情報提供等によるものが本計画 では、重要であると捉えているとこ ろです。</p> <p style="text-align: right;">【既記載】</p>

3	<p>30ページ 31ページ</p> <p>2. 空家等に関する相談受付窓口</p> <p>3. 空家等への対策に関する庁内体制と取組み状況</p>	<p>空家等に関する相談受付窓口が「都市建設部建築宅地課」となっているが、実際に空家等の対応を行うのは、「他の関連部署」となっている。例えば、空家等の所有者の調査をし、通知の送付、電話対応をするのは「他の関連部署」である。</p> <p>これでは、空家等の対応で困っている市民は、直接に交渉をしている「他の関連部署」の話聞くことができず、交渉の経緯等がはっきりと分からず、混乱を来すことになる。通常、問題を解決する場合、市民が直接交渉を行っている部署と話し合い、お互いに情報提供し、今後の解決策を考えていくことが重要である。</p> <p>相談受付窓口の「都市建設部建築宅地課」は、相談内容を吟味した上で、正確な担当部署に市民を案内するという重要な役割を履行し、その後の空家等の相談等は担当部署に任せてもよいのではないのでしょうか。市民が担当部署に空家等の対応を相談し、「都市建設部建築宅地課」は、必要に応じて、担当部署に助言指導をするという形が最良かと思われま</p>	<p>市民から寄せられる空家等に関する相談は、苦情のほか様々な相談を承っており、窓口の一元化による情報の集約や市民サービスの利便性向上により、相談者と市担当者間で信頼関係を築けるよう努めているところです。</p> <p>「不適切管理の空家等」の対応については、個人情報等を含む場合もあり、相談者へ経過を詳細に伝えることが出来ない場合もありますが、「所有者等への改善等を依頼する担当課」と「窓口担当課」は、進捗状況の情報共有や対応策の検討等随時連携を行っており、相談者へ適切な情報提供に努めているところです。</p> <p>なお、空家等対策における行政組織のあり方につきましては、今後の状況に応じて、研究してまいりたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【参考】</p>